

受大総第 2423 号  
平成 29 年 3 月 9 日

大山町代表監査委員 後藤 洋次郎 様

大山町長 森田 増 範



措置を講じた旨の通知について (回答)

平成 29 年 2 月 22 日付発大監第 24 号で提出依頼のあった通知について、下記  
のとおり提出します。

記

1. 提出資料・・・ 別紙様式 1

## (様式1)

ページ	指摘事項・監査意見	講じた措置
7	<p>A 勤務時間中に職員Aが理事の仕事をするのは、職務専念義務違反であるので、勤務時間中は職員としての仕事に専念するよう注意されたい。</p> <p>B 現在、28大山の事業が委託されているが、職員Aが勤務時間中に理事としての仕事ができずに事業の遂行ができなくなるというのであれば、大山王国に対して他の理事等で事業の遂行が可能であるかの確認を実施した上、不可能というのであれば契約の解消を行い、事業の中止を行われたい。 また、事業の遂行が必要ということであれば、至急、他の業者と契約するなど善後策を講じられたい。</p> <p>C 他の団体の理事等を兼任している職員について、実態確認をした上、勤務時間中に理事等の仕事をしている職員があれば、勤務時間中に理事等の仕事をしないよう注意されたい。</p>	<p>当該職員へ処分を行った際、職務へ専念するよう注意を行った。</p> <p>契約解除し、残を直営で実施。</p> <p>今後年度当初に、総務課長又は所属長が非営利企業等に従事する者を把握する。また、勤務時間中の従事は職務専念義務違反。</p>
8	<p>D 大山王国との随意契約は、十分に審査されていない不適切なものと認められるため、今後、随意契約の審査を厳格に行われたい。</p> <p>(A) 平成25年度定例監査においても「契約については、競争性及び透明性を確保する必要があり、町民から不適切な契約を行っているのではないかと懸念を抱かれるようなことはあってはならないところであり、そのためには、随意契約は可能な限り制限すべきものであって、随意契約を行わざるを得ないかどうかの審査の徹底を図るべきである。また、安易な随意契約は許されないとおりであり、職員の恣意を介在させないためにも、随意契約ガイドラインの作成や契約内容の公表をするなどして透明性の確保を図る必要がある。」と監査意見を述べたところであるが、随意契約ガイドラインの作成や契約内容の公表について、再度、提言する。</p>	<p>特に、1者随契の場合、公募したうえで1者しか応募がない場合のみ可とする。</p> <p>随意契約のガイドラインについては、「会計事務処理の手引き」を作成しており、その中に随意契約の取扱いも記載してあるので、それを代用する。</p> <p>契約内容の公表については、監査調書に50万円以上の契約を全て記載し、公表する。</p>
9	<p>(B) 大山町建設工事指名競争入札参加者等審査委員会規程で指名委員会が随意契約等の審査を行うこととなっているが、その構成員は、大山町職員だけで構成されている。契約の適正化、透明化のためにも、指名委員会への民間人の登用を検討されたい。</p> <p>E 大山王国との契約の中に契約保証金を徴すべき取引が存在するが、これらの取引について契約保証金を徴していないことは大山町財務規則に反することである。契約保証金は、契約履行後に返還するものであることから、すでに完了した取引について遡って契約保証金を徴することは無益なものであるが、28大山の事業については、契約が継続中であり、契約をこのまま継続するのであれば、大山町財務規則に沿って契約保険金を徴収されたい。</p>	<p>検討の結果、毎週多岐の分野にわたり審査をしている関係で、今のところ民間人の登用は考えていない。</p> <p>大山町財務規則どおり運用する。併せて、免除規定もあるので、免除申請様式を整備する。</p>

ページ	指摘事項・監査意見	講じた措置
11	F 大山王国との取引については、契約面、支払面、検査面で大山町財務規則に抵触するものが多く見受けられ、そのチェックも不十分であると言わざるを得ない。公金の支出に当たっては、大山町財務規則は厳格に遵守すべきであるので、職員へ注意喚起を行うとともに、今後、大山町財務規則に照らした厳格な決裁、審査を実施されたい。	契約事務においては大山町財務規則に従った決裁、審査を実施するよう、管理職会を通じて注意喚起を行った。
12	G 未提出である実績報告書の提出要求、並びに未実施の検査の実施をした上、概算払の精算を早急に実施されたい。	現在、未提出資料の提出を求めており、整い次第検査を実施し、精算を行うものとする。
15	H 指摘事項Gで示した未提出の実績報告書の提出要求、並びに未実施の検査の実施の際には、上記キで示した問題点を踏まえ、厳格な証憑書類の検査をした上で概算払の精算を実施されたい。	未提出資料が整い次第証憑書類の検査をした上で概算払の精算を行うものとする。

発大監第 24 号  
平成 29 年 2 月 22 日

大山町長 森田 増範 様

大山町代表監査委員 後藤 洋次郎

措置を講じた旨の通知について（提出依頼）

平成 28 年 12 月 22 日付受大監第 19 号で事務執行監査の結果の報告を提出したところであるが、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、その結果を参考に措置を講じたときは、その旨の通知を、別紙様式 1 を用いて提出するよう求めます。

なお、提出時点で措置を講じていない場合は、その旨を記載してください。

記

1. 提出締切 平成 29 年 3 月 10 日（金）午後 5 時
2. 提出先 監査担当（議会事務局）